

令和元年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

令和2年7月現在

単位：ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明 ^{※1}	令和元年10月11日	0.37
千歳 ^{※1}	令和元年6月17日	7.2
江戸川 ^{※1}	令和元年7月25日	0.28
墨田 ^{※1}	令和元年7月19日	1.6
北 ^{※1}	令和元年7月24日	1.7
新江東 ^{※1}	令和元年7月4日	0.18
港 ^{※1}	令和元年9月20日	0.25
豊島 ^{※1}	令和元年8月6日	0.29
渋谷 ^{※1※2}	—	—
中央 ^{※1}	令和元年9月5日	0.33
板橋	平成31年4月25日	0.12
多摩川	平成31年4月1日	0.91
足立	令和元年8月15日	0.42
品川	令和元年6月27日	0.17
葛飾	令和元年10月3日	0.79
世田谷	令和元年11月21日	0.32
大田	令和元年8月30日	0.58
練馬	令和元年6月13日	0.14
杉並	令和元年8月8日	0.16
中防灰溶融施設	令和元年5月28日	0.49

(注1) 飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g
ただし、※1は既設施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、
基準値は適用されない。

(注2) ng(ナノグラム) とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3) ※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。